

／ 健保と年金 ／

ほっと便

2026

10

わかやま

かつらぎ町 丹生都比売神社 輪橋

主な内容

- P2 短時間労働者に係る賃金要件の撤廃について
- P3 協会けんぽ和歌山支部のLINE 公式アカウントと友だちになりませんか？
- P4 健康いきいきハイキングのご案内 / 健康づくりボウリング大会等の結果報告



日本年金機構 からのお知らせ

和歌山東年金事務所 〒640-8541 和歌山市太田三丁目 3 番 9 号
 和歌山西年金事務所 〒641-0035 和歌山市関戸二丁目 1 番43号
 田辺年金事務所 〒646-8555 田辺市朝日ヶ丘24番 8 号

短時間労働者に係る賃金要件の撤廃について〈施行日：令和 8 年10月〉

短時間労働者の適用要件である賃金要件（月額賃金 8.8万円以上）について、就業調整の基準（いわゆる「106万円の壁」）として意識されていることや最低賃金の引上げに伴い時間要件を満たせば賃金要件を満たし、要件としての実質的な意味がなくなることを踏まえ、撤廃されます。

改正内容

① 賃金要件の撤廃

短時間労働者の適用要件である賃金要件（月額賃金 8.8万円）について撤廃されます。

【短時間労働者の適用要件】

- ① 時間要件（週の所定労働時間が20時間以上であること）
- ② 賃金要件（所定内賃金が月額8.8万円以上であること）⇒ 撤廃
- ③ 学生要件（学生を適用除外とすること）
- ④ 企業規模要件（従業員 51人以上の企業）⇒（令和 9 年10月から36人以上、令和 11 年10月から21人以上、令和 14 年10月から11人以上に企業規模要件を縮小し、令和 17 年10月企業規模要件を撤廃）

② 適用除外者及び任意加入

適用事業所で働く短時間労働者のうち、最低賃金法第 7 条の許可の対象で、月額賃金 8.8 万円未満で労働している短時間労働者（以下「特定減額特例対象者」という。）について、賃金要件の撤廃により被用者保険が適用された場合、賃金要件の撤廃により直ちに被用者保険に加入すると、厚生年金の場合には標準報酬月額の下限 8.8 万円であることから、賃金に比して保険料負担が重くなってしまうため、制度改正前の適用関係を保持しつつ、被用者保険に加入する途を開く観点から、適用除外とするとともに、任意加入を可能とします。

(1) 適用除外の対象者

最低賃金法第 7 条の適用者で月額賃金 8.8 万円未満の短時間労働者。

(2) 任意加入の申出

特定減額特例対象者が被用者保険への加入を希望する場合、申し出ることによって被保険者となることができます。

※ 加入する場合は健康保険と厚生年金保険に原則として同時加入し、任意で脱退することも可能です。



● お問い合わせ先

和歌山東年金事務所 … 073-474-1841 和歌山西年金事務所 … 073-447-1660 田辺年金事務所 … 0739-24-0432



協会けんぽ

全国健康保険協会 和歌山支部

〒640-8516 和歌山市六番丁5 和歌山六番丁801ビル3階
<https://www.kyoukaikenpo.or.jp/shibu/wakayama>
 TEL: 073-421-3100 (代表)

協会けんぽわかやま

検索

＼ 協会けんぽ和歌山支部の加入者・事業主の皆様へ ／



アカウント名

協会けんぽ和歌山

LINE ID

@kenpo_wakayama

和歌山支部の
LINE公式アカウントと
友だちになりませんか？

配信内容▶▶▶

健診の予約のお知らせや禁煙促進などの健康づくりに関する情報/健康保険の制度改正や保険料率に関する情報 など…

配信日▶▶▶

毎月2回(第二・第四水曜日)

そのほか、セルフメディケーションやかかりつけ医についてなど、皆様の生活に寄り添った健康情報の配信をおこなっています！ホームページなどで知りたい情報を検索する手間なく、手軽に情報を取得できます。



上記二次元コードを読み取るほか、アカウント名やIDの検索からも友だちになれます！ぜひ和歌山支部と友だちになって、健康情報をいち早くゲットしましょう！！



7月配信

【お知らせ】

令和8年8月から
「高額療養費制度」
が見直されます

▶詳しくはこちら

【制度改正】高額療養費制度

5月配信

令和8年度
健康診断のご予約は
お済みですか？

詳細はこちら



「今年度の健康診断のご予約は
お済みですか？」



★『健康いきいきハイキング』の参加者募集★



今年度も健康づくり事業として、秋の『健康いきいきハイキング』を次のとおり実施しますのでご案内いたします。
対象者は、令和8年度の社会保険協会費を納付された会員事業所の被保険者とそのご家族の皆様になります。

★実施日… 令和8年11月15日(日) 小雨決行(警報発令時は中止)、予備日は11月22日(日)

★コース… 河西公園～西庄ハーブ園～猿坂峠～佐瀬川高堡壘跡～猿坂峠(昼食)～甲山～木の本電波塔群
～猿坂峠～西庄ハーブ園～西ノ庄駅(解散)
約10km、標高差約200m、歩行時間約5時間半のコースです。

★集合他… 河西公園(南海電鉄加太線西ノ庄駅、南西約500m、徒歩約10分)

受付9:00より 開会式9:30～ ※駐車場には限りがあります。

★参加費… 無料(当協会で傷害保険に加入) ※交通費は自己負担

★申込期限… 10月20日(火)まで(厳守)

参加申込等の詳細は当協会ホームページの「お知らせ欄」からご確認ください。

お申込みは、**当協会ホームページからのWEB申込み、または当協会へ参加申込書をFAXしてください。**



社会保険新任事務講習会を開催しました！

新しく社会保険・労働保険の事務を担当された方々を対象に、社会保険・労働保険の基礎知識の習得を目的としました新任事務講習会を県内4会場で開催しました。※()内は参加者

① 7月2日 / 紀の川市：打田生涯学習センター (13名)

② 7月6日 / 和歌山市：和歌山ビッグ愛 (27名)

③ 7月30日 / 新宮市：丹鶴ホール (5名)

④ 7月31日 / 田辺市：県立情報交流センター Big-U (10名)

①②は名手 亜紀子社会保険労務士、③④は北野 美樹社会保険労務士にご講演をいただきました。

講師の方々、参加者の皆様ありがとうございました。



和歌山ビッグ愛：7月6日



健康づくりボウリング大会を開催しました！



会員事業所の被保険者とそのご家族の皆様の健康づくり事業として、県内3会場においてボウリング大会を開催しました。

各会場とも2ゲームトータルの個人戦を行い熱戦が繰り広げられました。選手の皆様お疲れさまでした。

各会場の参加者(数)並びに優勝者は以下のとおりです。おめでとうございます。

《7月22日 和歌山会場：ラウンドワン》

★参加者… 13名(男性9名、女性4名)

★優勝者… 東山 典暁 様(男性) / 合計400点(1G 199点・2G 201点)

《7月30日 新宮会場：新宮東宝ボウル》

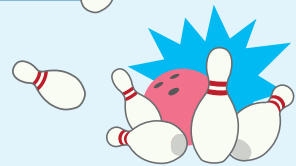
★参加者… 14名(男性10名、女性4名)

★優勝者… 廣瀬 幸思 様(男性) / 合計304点(1G 133点・2G 171点)

《8月5日 田辺会場：あがらぼうる》

★参加者… 14名(男性8名、女性6名)

★優勝者… 岩崎 美憲 様(男性) / 合計441点(1G 216点・2G 225点)



新宮東宝ボウル：7月30日

8月号のクイズの答え

正解は、**A → 68万円 B → 71万円 C → 75万円**でした！

令和7年の年金制度改正(令和7年6月20日法律公布)により、厚生年金保険において標準報酬月額の上限が段階的に引き上げられることが決まりました。

現在、厚生年金保険の標準報酬月額の上限は65万円(32等級)ですが、令和9年9月から**68万円**(33等級)、令和10年9月から**71万円**(34等級)、令和11年9月から**75万円**(35等級)へ引き上げられます。詳細については厚生労働省ホームページをご覧ください。



▲厚生労働省
ホームページ

社会保険クイズ

●発行所 一般財団法人 和歌山県社会保険協会

〒640-8319 和歌山市手平2丁目1番2号 和歌山ビッグ愛5F ☎(073)426-1555 FAX(073)426-1565

・ホームページ <https://www.shahokyokai-wakayama.jp/>

・この広報紙は上記ホームページでもご覧いただけます

※社会保険クイズは紙面の関係で休ませていただきました

